

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業事業再編投資損失準備金(中堅・中小グループ化税制)の延長等
2	対象税目	政策評価の対象税目 上記以外の税目	法人税・義(国税12) 法人住民税(自動連動)、法人事業税・義(自動連動)(地方税15) -
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受けM&Aを実施した際、M&A実施後に発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の70%までの金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度。拡充枠として、特別事業再編計画の認定を受けた特定中堅・中小企業においては、当該制度における1回目のM&Aでは株式取得価額の90%まで、2回目のM&Aでは100%までを準備金として積立可能。 《要望の内容》 適用期限を3年延長する。(令和12年3月31日まで) 中小・中堅企業のM&Aの実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。 《関係条項》 法人税 租税特別措置法第56条、租税特別措置法施行令第33条、租税特別措置法施行規則第21条の2
5	担当部局		農林水産省新事業・食品産業部企画グループ
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和8年8月 分析対象期間:令和3年度～令和11年度
7	創設年度及び改正経緯		令和3年度 創設 (適用期間は令和6年3月31日まで) 令和6年度 経営力向上計画の認定前にデューデリジェンスを行えるよう運用改善を行った上で、延長。特別事業再編計画の認定を受けた特定中堅・中小企業においては積立率が90%・100%となる拡充枠を創設。 (適用期間は令和9年3月31日まで)
8	適用又は延長期間		令和12年3月31日まで
9	必要性等	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性を鑑み、中小企業者におけるM&Aを促進することで、中小企業等の経営力の向上を図る。 M&Aでは、買収前にデューデリジェンスを実施することでM&Aに伴うリスクを低減することは可能であるものの、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクを完全に排除することは困難である。こうした不確実性が、中小企業者によるM&Aを実施する際の障壁となっていることから、将来の損失に備えるための措置として本制度を設け、中小企業者におけるM&Aを促進する。 《政策目的の根拠》 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略(令和8年6月中小企業庁)」における「4. M&A・事業承継等による事業再編」 成長志向の「強い中小企業」を作っていくためには、現状維持型の経営から挑戦型の経営への転換が必要である。そのためには、成長投資、研究開発投資、人材投資に加え、M&A等を通じた事業再構築・事業再編、優秀な人材の獲得等が極めて重要である。 M&Aや事業承継は、優秀な経営者の元へ事業、資金、人材、技術等の経営資源の集約を行い、経営者交代を契機とした抜本的な経営改革やM&A等を中心とした集約化によるスケールアップにより中小企業・小規模事業者が経営改革を実現し、新たな成長につなげていくための手段であり、経営者が戦略的に取り組んでいけるように後押ししていく必要がある。

		政策体系における政策目的の位置付け	大目標 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 中目標 - 3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム 政策分野 食品産業
		租税特別措置等により達成しようとする目標	本税制は、M&Aに伴う簿外債務や偶発債務等の買収後リスクに備えるための準備金の積立てを可能とすることで、中小企業による戦略的なM&Aや事業再編を促進するものである。準備金の積み立てにより、買収後のリスクが一定程度ヘッジされることで、企業は将来の不確実性を織り込んだ上で経営判断が可能となる。これにより、M&A実施後の事業統合や経営資源の最適配置を積極的に進めるインセンティブが高まる。短期的には人的投資として従業員の給与・賞与の増加が促される。また、事業統合に伴う設備投資等の取組が進展することで、中長期的には1人当たり付加価値額(労働生産性)の向上が期待される。 従前は、後継者不在企業の事業承継や地域雇用の維持を主な政策課題としていたが、近年は人口減少や労働供給制約の中で、中小企業が持続的な成長を実現するためには、経営資源の集約や事業再構築を通じて「稼ぐ力」を強化していくことがより重要となっている。 このため、本税制の達成目標は、税制適用企業における給与支払総額の増加および1人当たり付加価値額(労働生産性)の向上とする。具体的には、短期目標(税制適用後1年～2年)として給与支給額が前年比2.5%増加すること、長期目標(税制適用後3年)として1人あたり付加価値額(労働生産性)が税制適用前と比較して9%以上向上することを目標とする。
		政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制本措置により、M&A直後の法人税負担が軽減され、簿外債務や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M&A直後のPMIに係る人的投資や設備投資がしやすくなる。これにより、中小企業の生産性向上が図られる。
10	有効性等	適用数	< 従来制度 > 令和3年度 20件(実績) 令和4年度 70件(実績) 令和5年度 77件(実績) 令和6年度 110件(実績) 令和7年度 194件(見込み) 令和8年度 343件(見込み) 令和9年度 605件(見込み) 令和10年度 1,068件(見込み) 令和11年度 1,885件(見込み) < 拡充枠 > 令和6年度 -件(実績) 令和7年度 9件(見込み) 令和8年度 26件(見込み) 令和9年度 38件(見込み) 令和10年度 50件(見込み) 令和11年度 62件(見込み) 【算定根拠】

		<一般枠> 令和3年度～令和6年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋。 令和7年度～令和11年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の令和3年度～令和6年度の適用数を基に年平均成長率を計算し、令和6年の数値に乗じている。 <拡充枠> 令和6年:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 令和7年度～令和8年8月:他省庁からの認定報告に基づき適用件数を集計 令和8年9月～令和11年度:令和8年8月までの認定実績を基礎に、件数の増加傾向を加味して推計
	適用額	<従来制度> 令和3年度 28億円(実績) 令和4年度 124億円(実績) 令和5年度 112億円(実績) 令和6年度 199億円(実績) 令和7年度 312億円(見込み) 令和8年度 551億円(見込み) 令和9年度 973億円(見込み) 令和10年度 1,718億円(見込み) 令和11年度 3,033億円(見込み) <拡充枠> 令和6年度 - 円(実績) 令和7年度 145億円(見込み) 令和8年度 492億円(見込み) 令和9年度 719億円(見込み) 令和10年度 946億円(見込み) 令和11年度 1,173億円(見込み) 【算定根拠】 <一般枠> 令和3年度～令和6年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 令和7年度～令和11年度:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、令和3年度～令和6年度における1件当たり適用額の平均値を算出し、適用件数に乗じている <拡充枠> 令和6年:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 令和7年～令和8年8月:他省庁からの認定報告に基づき、取得予定日が帰属する事業年度における株式取得予定額に準備金積立率90%を乗じて計算 令和8年9月～令和11年:令和8年8月までの認定実績を基礎に件数見込みに過去の認定実績の平均適用金額を乗じて推計
	減収額	<一般枠> ○法人税 令和3年度 3億円(実績) 令和4年度 11億円(実績) 令和5年度 9億円(実績) 令和6年度 19億円(実績) 令和7年度 69億円(見込み) 令和8年度 122億円(見込み) 令和9年度 216億円(見込み) 令和10年度 381億円(見込み) 令和11年度 672億円(見込み) ○法人住民税 令和3年度 0.5億円(実績) 令和4年度 2億円(実績) 令和5年度 2億円(実績) 令和6年度 3億円(実績) 令和7年度 5億円(見込み)

		令和8年度 9億円(見込み) 令和9年度 15億円(見込み) 令和10年度 27億円(見込み) 令和11年度 47億円(見込み) ○法人事業税 令和3年度 3億円(実績) 令和4年度 11億円(実績) 令和5年度 10億円(実績) 令和6年度 18億円(実績) 令和7年度 28億円(見込み) 令和8年度 50億円(見込み) 令和9年度 89億円(見込み) 令和10年度 157億円(見込み) 令和11年度 278億円(見込み) (推計方法は別紙参照) <拡充枠> ○法人税 令和6年度 - 円(実績) 令和7年度 34億円(推計値) 令和8年度 114億円(見込み) 令和9年度 167億円(見込み) 令和10年度 219億円(見込み) 令和11年度 272億円(見込み) ○法人住民税 令和6年度 - 円(実績) 令和7年度 2億円(見込み) 令和8年度 8億円(見込み) 令和9年度 12億円(見込み) 令和10年度 15億円(見込み) 令和11年度 19億円(見込み) ○法人事業税 令和6年度 - 円(実績) 令和7年度 14億円(見込み) 令和8年度 47億円(見込み) 令和9年度 69億円(見込み) 令和10年度 91億円(見込み) 令和11年度 112億円(見込み) (推計方法は別紙参照) 【計算根拠】 <一般枠> 令和3年～令和6年:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、 令和7年～令和11年:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より推計。別紙参照。 <拡充枠> 令和6年:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 令和7年～令和8年8月:他省庁からの認定報告に基づき、取得予定日が帰属する事業年度における適用額の試算値に税率を乗じて計算 令和8年9月～令和11年:令和8年8月までの認定実績を基礎として試算した適用額に税率を乗じて推計。別紙参照。
	効果	(政策目的(9)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9)の実現状況) <一般枠> 目標 : 給与支給額が税制適用1年後に2.5%増加していること 実現状況: 本税制の活用企業における、M&A実施前後の給与支給額は増加傾向にあり、50%の企業が目標の年2.5%成長を達成している。M&A後に人的投資が行われた結果、従業員の給与・賞与が増加した可能性がある。 目標 : 1人あたり付加価値額(労働生産性)が税制適用5年後に

15.0%向上していること
実現状況：本税制の活用企業における、M&A実施前後の1人あたり付加価値額（労働生産性）は、税制活用から5年を経過していないこと、データが不足していることなどから、3～5年で9%という増加率の達成自体は確認できない状況であり、現時点で長期アウトカムの評価は難しい。
今後の分析としては、企業データの確保を進めた上で、税制を活用していないM&A実施企業を対照群として、給与支給額及び付加価値額の増加率を比較することで、本税制の寄与度を評価していく必要がある。

< 拡充枠 >

目標：給与支給額が税制適用1年後に2.5%増加していること
実現状況：計画認定後に決算期が到来した事業者の同指標はいずれも目標値である2.5%を上回っている。M&Aにより計画対象事業の稼働増加や、グループ化による子会社の給与水準の見直し等により、給与支給額が増加したと考えられる。

○実績：税制適用企業における給与支給額の増加（百万円）

	基準年度	計画1年目（実績）	増加率
A社	2,998	3,559	18.7%
B社	722	832	15.2%
C社	95	109	14.5%
D社	6,061	6,322	5.3%

認定後、決算期が到来した事業者の実績値

○見込み：税制適用企業における給与支給額の増加（百万円）

適用時期	基準年度	計画終了年度	増加額
令和8年	6,039	7,494	1,455
令和9年	15,299	18,986	3,687
令和10年	20,130	24,982	4,851
令和11年	24,962	30,977	6,016

認定案件の基準年度の給与支給総額の中央値403百万円および計画期間のCAGR4.4%より、計画期間5年として適用年度ごとの増加額を試算。

目標：計画期間終了年度における、基準年比1人あたり付加価値額9.0%向上

実現状況：計画認定後の初回決算期における報告値のため暫定値ではあるが、給与支給額の増加を通じて事業単位の付加価値が増加している（本指標は、基準年度と計画終了年度（5年以内）の比較で達成を求めるものである）。

また、認定計画とM&Aを実施した同業他社における同指標の成長率を比較したところ、一部を除き同業他社の水準を上回っていることから、税措置がM&A後の成長を後押ししていると考えられる。なお、実績報告において計画未達となっている認定案件はない。

○見込み：税制適用企業における1人当たり付加価値額の増加（百万円）

適用時期	基準年度	計画終了年度	増加額
令和8年	131	158	27
令和9年	332	401	69
令和10年	437	528	91
令和11年	542	655	113

認定案件の基準年度の1人当たり付加価値額の中央値9百万円および計画期間の成長率20.8%より、適用年度ごとの増加額（1人当たり付加価値額×適用件数）を試算。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
経営力向上計画、経済産業省企業活動基本調査個票より算出

（租税特別措置等により達成しようとする目標（9 ）に対する租税特別措置等の直接的効果）本措置により、M&A直後の法人税負担が軽減され、簿外債務や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M&A直後のPMIに係る投資（人的投資・設備投資等）がしやすくなる。

			(適用数(10)が僅少等である場合の原因・有効性の説明) 拡充枠の適用件数は、制度創設後2年間で約20件にとどまっている。その主な要因としては、本措置の対象となり得る事業者や支援機関等に対する制度周知が十分でなかったことから、制度内容や活用メリットについて認知が広がらず、潜在的な利用ニーズが適切に掘り起こされなかったことが考えられる。また、本措置の対象となる事業再編等は、企業の経営戦略上の重要な意思決定を伴うため、制度利用の検討から実際の適用に至るまで一定の期間を要することも、適用件数が限定的となった一因と考えられる。 一方で、本措置は企業の成長投資や事業再編を後押しするための措置であり、適用件数そのものではなく、個々の案件がもたらす経済的・政策的効果が重要である。実際に適用された案件においては、事業再編や生産性向上に向けた投資が促進されており、本措置が企業の前向きな経営判断を支援する役割を果たしている。加えて、制度周知の強化により今後の利用拡大が期待されることから、本措置は達成目標である企業の成長力強化や競争力向上の実現に引き続き有効な施策であると考えられる。
		税収減を是認する理由等	中小企業のM&Aを推進することは、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上につながる効果も期待され、必要な措置である。
11	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	本制度は、M&A後に生じ得るリスクに備えるための準備金の積立てを認めることで、中小企業による事業再編・成長投資を促進する措置である。補助金のような個別審査や予算制約を伴わず、要件を満たす事業者が広く活用できることから、機動的かつ公平に政策目的を実現することができる。 また、本制度の適用により課税が繰り延べられることで、M&A実施直後の資金負担が軽減され、買収後の経営統合や設備投資、人材採用・人材育成等の成長投資に取り組みやすくなる。その結果、賃上げや生産性向上の実現等にもつながることが期待される。 さらに、本措置は課税の繰延べを通じて事業者の資金繰りへの配慮を伴うものであり、補助金等のような直接的な財政支出を伴わないことから、必要最小限の措置として租税特別措置によることが妥当である。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置等では、中小企業のM&Aに向けて、譲渡/譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、M&A後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、M&A後も含めて、中小企業がM&Aを実施することに対するリスク軽減に対する施策が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
		地方公共団体が協力する相当性	企業の退出によって地域の経営資源が散逸する恐れがある中において、中小企業のM&Aを推進することは、良質な雇用や地域経済の維持等につながる効果も期待され、本税制措置の延長は地方公共団体にとって重要。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月